

学校いじめ防止基本方針

東海市立緑陽小学校

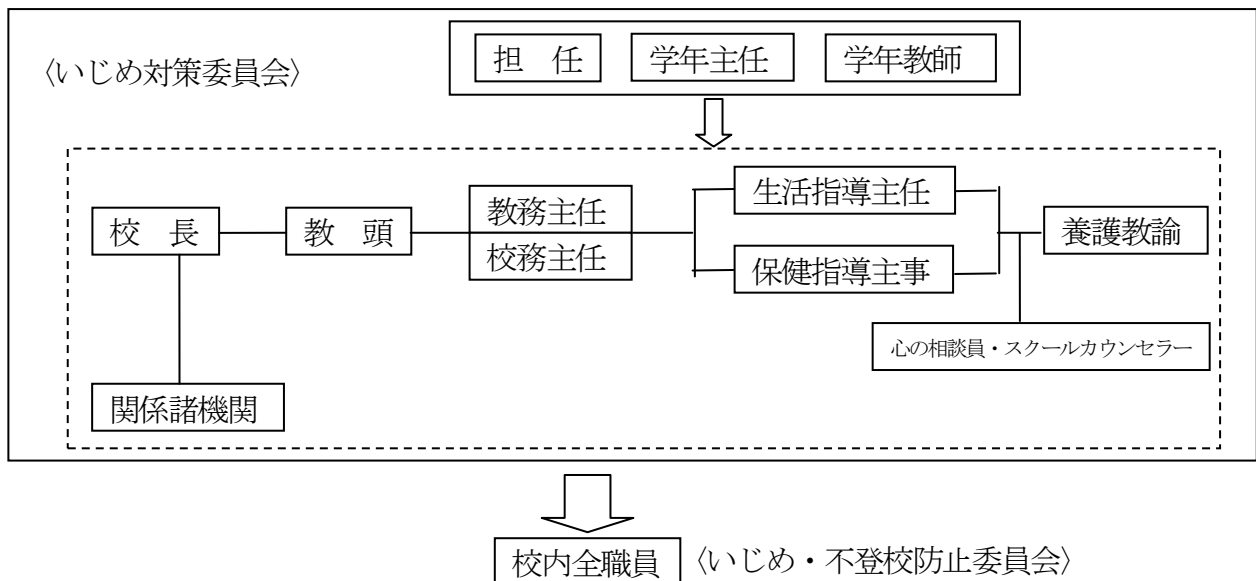
1 いじめの防止についての基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。
- (2) 学校は、教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- (3) 教職員は、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていく。そして、全ての児童が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校生活づくりをする。

2 組織と役割

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) いじめ対策組織



(2) いじめ対策組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートや取組評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりや学年だより、ホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 「心のアンケート」や教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラー・心の相談員や外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや心の相談員、青少年センター等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

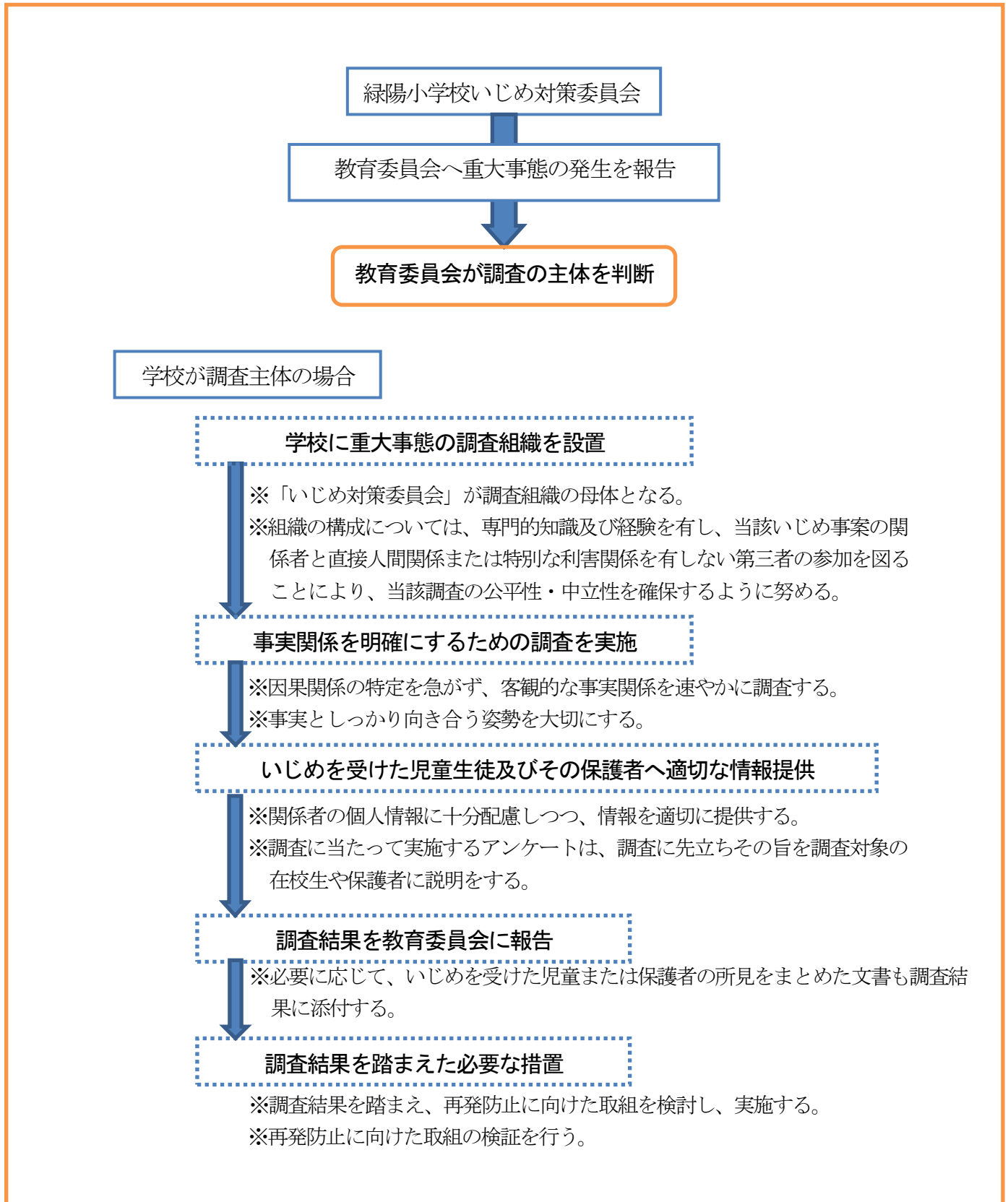
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ児童への「心のアンケート」を年に3回実施（5月、10月、2月）し、教育相談後、いじめ・不登校防止委員会でいじめに関する情報交換や共通理解を図る。
- (3) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による「取組評価アンケート」を実施し、見直しを行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載するとともに、P T A総会等で保護者へ概要を知らせる。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜緑陽小学校 取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校防止委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ へ	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○心の相談員やS Cの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○ペア作り	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会での「学校いじめ防止基本方針」の説明、HPでの掲載 ○授業参観 ○家庭訪問
5月		○校内研修①	○校内運動会 ○ペア活動（ペア石ひろい）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○校内運動会公開 ○学校支援協議会①
6月		○いじめ・不登校防止委員会	○名和中との合同あいさつ運動 ○ペア活動（ペア読書①）		○学校公開
7月		○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○保健学習「心の健康」（5年）		○個別懇談会 ○学校支援協議会②
8月		○1学期評価→検証	○林間学習（5年）		○親子除草作業 ○夏季街頭補導
9月			○修学旅行（6年） ○ペア活動（ペアアート①）	○身体測定	○授業参観
10月		○校内研修②	○校内あいさつ運動 ○ペア活動（ペア読書②） ○緑陽かがやき発表会	○「心のアンケート（いじめアンケート）」	○校内あいさつ運動への参加 ○緑陽かがやき発表会公開
11月		○いじめ・不登校防止委員会 ○全教職員・児童による「取組評価アンケート」の実施→検証	○福祉体験教室（4、5年） ○情報モラル教室（6年） ○保健学習「育ちゆく体とわたし」（4年） ○校内ドッジボール大会 ○ペア活動（ペアドッジ） ○名和中との合同あいさつ運動	○教育相談週間	○校内ドッジボール大会公開 ○保護者・地域への学校評価アンケート
12月		○2学期評価→検証	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○ペア活動（ペアアート②）		○個別懇談会 ○学校支援協議会③
1月		○自己評価	○命の授業（5年） ○薬物乱用防止教室（6年） ○ペア活動（ペア短縄跳び）	○身体測定	○授業参観 ○学校支援協議会④「自己評価」の評価を行う
2月		○学校関係者評価の結果を検証し、「次年度の基本方針」の見直し ○いじめ・不登校防止委員会	○新1年生に学校を紹介する会（1年・年長） ○収穫祭（4年） ○なわとび大会 ○ペア活動（ペア長縄跳び）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」	○なわとび大会公開 ○学校支援協議会⑤次年度の基本方針の検討
3月			○6年生を送る会		
通年	○生徒指導情報交換会（月1） ○サポートミーティング	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○校外学習 ○委員会活動	○健康観察の実施 ○心の相談員やS Cによる相談	○街頭パトロール（月2回） ○学校支援ボランティアの活用	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。